

寄附講座の設置に関する協定書

地方独立行政法人長野県立病院機構長野県立信州医療センター（以下「甲」という。）と国立大学法人信州大学医学部（以下「乙」という。）とは、甲の寄付により乙に設置する講座（以下「寄附講座」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 寄附講座は、甲の要請に基づき、乙において、総合内科医の育成やその他の地域医療に関する研究を行うとともに、その研究成果の普及を行い、地域医療の向上と県民の健康増進に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 寄附講座の名称は、信州大学医学部総合内科医育成学講座とする。

（事業）

第3条 第1条の目的を達成するため、乙は寄附講座において、次の研究に関する事業を行うこととする。

（1）研修カリキュラムの開発に関すること。

（2）指導医及び専攻医の派遣に関すること。

（3）その他甲及び乙が必要と認める事項

（研究拠点）

第4条 前条の研究を行うため、乙は寄附講座に教員2名以上を置き、甲及び乙において、前条の研究を行うものとする。

（設置期間）

第5条 寄附講座の設置期間は令和3年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（寄附金の額）

第6条 寄附講座の設置に係る甲の寄附金の額は、各年度、金14,000千円とする。

（寄附金の使途）

第7条 前条の寄附金は第3条の事業を実施するために必要な経費に充てることとする。

（支払いの方法）

第8条 甲は、乙と協議し時期を定め、年度ごとに一括して乙に寄附金を支払うものとする。

（報告）

第9条 乙は、当該年度の研究の成果を翌年度4月末までに甲に報告するものとする。

（変更）

第10条 乙は、寄附講座の内容に重要な変更を加えようとする場合は、あらかじめ甲に協議するものとする。

（研究の成果）

第11条 研究成果については、乙と協議を行い、甲も利用することができるものとする。

（歳出予算に計上されない場合の解除）

第12条 甲は、甲の歳出予算において、この協定に係る予算が計上されない場合は、この協定を解除するものとする。

（その他）

第13条 本協定に関して疑義が生じた場合は、甲及び乙はその都度、誠意をもって協議する

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、各自1通を所持するものとする。

令和 3年 3月29日

甲 長野県須坂市大字須坂1332
地方独立行政法人長野県立病院機構
長野県立信州医療センター
院長

青田 孝


乙 長野県松本市旭3-1-1
国立大学法人信州大学医学部
学部長

中山 淳
